（加入者掛金の拠出の方法）
第71条　第70条の規定による加入者掛金の拠出の方法は、次の各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める方法とする。
一　第75条第１号、第２号又は第６号に掲げる者　　次に掲げるいずれかの方法
イ　加入者期間の計算の基礎となる期間（国民年金法の保険料の納付が行われた月（同法第88条の２、第88条の３第１項若しくは第２項、第89条第１項（第１号又は第３号に係る部分に限る。）又は第94条の６の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。第75条において「国民年金保険料納付月」という。）に限る。）につき、12月から翌年11月までの12月間（加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「個人型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出する方法
ロ　（略）
二　第75条第３号から第５号まで及び第７号から第10号までに掲げる者　　加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を１月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法
２　（略）
（加入者掛金額の変更）
第74条　（略）
２　加入者が、加入者掛金の額又は拠出区分期間を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
一　（略）
二　変更後の拠出期間の加入者掛金の額及び拠出区分期間
三・四　（略）
３・４　（略）
５　第75条各号に掲げる加入者の区分の変更に伴う加入者掛金の額の変更、拠出区分期間の変更又は次に掲げる事項に該当する場合は、第１項の変更の回数に算入しないものとする。
一　各加入者に係る事業主掛金の額若しくは中小事業主掛金の額が引き上げられること（中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。）、付加保険料を納付したこと又は国民年金基金の掛金の額、他制度掛金相当額若しくは共済掛金相当額が引き上がることにより、当該中小事業主掛金の額と当該加入者に係る加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の２に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該加入者掛金の額を引き下げる場合
二～四　（略）
（拠出限度額）
第75条　加入者掛金の額（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額）の拠出限度額は、加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。
一　第１号加入者及び第４号加入者　　７万５千円（付加保険料又は国民年金基金の掛金の納付に係る月にあっては、７万５千円から当該保険料又は掛金の額（その額が７万５千円を上回るときは、７万５千円）を控除した額）（国民年金保険料納付月以外の月にあっては、零円）

（加入者掛金の拠出の方法）
第71条　第70条の規定による加入者掛金の拠出の方法は、次の各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める方法とする。
一　第75条第１号、第２号又は第６号に掲げる者　　次に掲げるいずれかの方法
イ　加入者期間の計算の基礎となる期間（国民年金法の保険料の納付が行われた月（同法第88条の２、第89条第１項（第１号又は第３号に係る部分に限る。）又は第94条の６の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。第75条において「国民年金保険料納付月」という。）に限る。）につき、12月から翌年11月までの12月間（加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「個人型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出する方法
ロ　（略）
二　第75条第３号から第５号までに掲げる者　　加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を１月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法
２　（略）
（加入者掛金額の変更）
第74条　（略）
２　加入者が、加入者掛金の額又は拠出区分期間を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
一　（略）
二　変更前及び変更後の拠出期間の加入者掛金の額及び拠出区分期間
三・四　（略）
３・４　（略）
５　第75条各号に掲げる加入者の区分の変更に伴う加入者掛金の額の変更、拠出区分期間の変更又は次に掲げる事項に該当する場合は、第１項の変更の回数に算入しないものとする。
一　各加入者に係る事業主掛金の額若しくは中小事業主掛金の額が引き上げられること（中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。）又は他制度掛金相当額若しくは共済掛金相当額が引き上がることにより、当該中小事業主掛金の額と当該加入者に係る加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の２に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該加入者掛金の額を引き下げる場合
二～四　（略）
（拠出限度額）
第75条　加入者掛金の額（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額）の拠出限度額は、加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。
一　第１号加入者及び第４号加入者　　６万８千円（付加保険料又は国民年金基金の掛金の納付に係る月にあっては、６万８千円から当該保険料又は掛金の額（その額が６万８千円を上回るときは、６万８千円）を控除した額）（国民年金保険料納付月以外の月にあっては、零円）